

## 第1回宮城県教育復興懇話会会議録

**司会** 皆様,本日は大変御多忙のところをお集まりいただき,誠にありがとうございます。会議の開催に先立ちまして,このたびの東日本大震災により亡くなられた方々に哀悼の意を表し,黙禱をささげたいと存じます。皆様,恐れ入りますが御起立願います。

黙禱。

ありがとうございました。御着席願います。

ただ今から,第1回宮城県教育復興懇話会を開催いたします。会議の開催にあたりまして,宮城県教育委員会教育長,小林伸一より御挨拶を申し上げます。

**教育長** 教育長の小林でございます。開会にあたりまして,一言御挨拶を申し上げます。

このたびは大変御多忙の中,先生方にはこの宮城県教育復興懇話会への参画をお引き受けいただきましたこと,心から感謝を申し上げます。御承知のとおり,去る3月11日に発生した国内観測史上最大の東北地方太平洋沖地震と,それに伴い発生した津波によりまして,宮城県をはじめ東日本の沿岸地域各県が甚大な被害を受けたわけであります。その中で,本県では将来ある幼児・児童・生徒,そしてそうした子どもたちを導くべき教職員におきまして,公立関係だけでも380名ほどの死者・行方不明者を出しております。このような人的被害のほか,県立学校をはじめとする学校施設や社会教育施設,社会体育施設,文化財にも甚大な被害が生じるなど,本県の教育を取り巻く環境は,いまだかつてない厳しい状況に直面しております。夢や希望を一瞬にして奪われた子どもたちや,教職員の無念の思い,家を失い,転入や転学,あるいは避難所暮らしを余儀なくされた子どもたちのやり場のない気持ちを,決して忘れてはならないところであります。そうした思いをしっかりと受け止め,今後の宮城の復興・再生を力強く進めていくためには,教育の果たす役割が非常に大きいと認識をしております。

農政家,篤農家として高名なかの二宮尊徳翁は,こういったことをおっしゃっております。「我が道は,人々の心の荒蕪を開くを本意とす,心の荒蕪一人開く時は,土地の荒蕪は何万町歩あるも憂ふるにたらざるが故なり」。この辺は梶田先生の御専門ですが,私なりに現代語で申し上げます。「私の仕事は人の心の荒れ地を耕すのが本来の使命である。一人でも心の荒れ地を耕すことができれば,現実の荒れ地が何万町歩あっても心配する必要はない」,そのようなことかと思えます。

いかなる困難をも乗り越えていく強い心の素地を築くのが,まさに教育であるととらえております。未曾有の困難に直面しているいまだからこそ,教育の底力を信じて,郷土の復興に不撓不屈の精神で取り組んでまいりたいと考えております。

この宮城県教育復興懇話会では,4回にわたり,今後の宮城の教育の復興に向けて速やかにかつ重点的に取り組むべき事項,あるいは施策の実施にあたり留意すべき事項などについて,大局,小局,さまざまな観点から御意見をいただき,提言として取りまとめてい

ただきたいと考えております。その御意見を踏まえて、私どもは復興に向けた具体的な取り組みを進め、宮城の教育の速やかな復興とさらなる発展に向けて、全力を傾注してまいり所存でございます。宮城の教育復興への取組が、宮城はもちろんのこと日本の教育再生の先駆けともなりますよう、委員の皆様にはどうか忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますが、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**司会** 続きまして、本日御出席いただきました委員の皆様を、五十音順に御紹介させていただきます。

環太平洋大学学長・学校法人聖ウルスラ学院理事長、梶田叡一様でございます。21世紀政策研究所研究主幹、澤昭裕様でございます。白石市教育委員会教育長、武田政春様でございます。特定非営利活動法人まちづくり政策フォーラム理事、山田晴義様でございます。

なお、石巻魚市場株式会社代表取締役社長の須能邦雄様におかれましては、本日、所用のため欠席されております。

ここで、県関係職員を御紹介させていただきます。

宮城県教育委員会教育長、小林伸一です。理事兼教育次長、大内仁です。教育次長、高橋仁です。なお、本日は教育庁の全課室長も出席しておりますが、座席表と出席者名簿の配布を持って紹介に代えさせていただきます。

議事に入ります前に、お手元の会議資料を確認させていただきます。会議資料は、表面が次第、裏面が出席者名簿の1枚ものの資料。そして、座席表。また、宮城県の観光PRキャラクターむすび丸のイラストが入った会議資料。一覧表に記載とおり、資料1-1から4-2までの7点。資料番号は付しておりませんが、宮城県教育復興基本計画概要版、宮城の志教育プラン、新県立高校将来構想、以上3点のパンフレットもございます。不足等はございませんでしょうか。

次に、会議の公開について御説明させていただきます。

宮城県情報公開条例第19条の規定により、附属機関等の会議は原則公開により行うことになっておりますので、御了承願います。また、公開した会議の資料及び会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱において、県の県政情報センターにおいて県民の皆様のご覧に供するとともに、ホームページに掲載して公表するものとされております。会議録につきましては、事務局で原案を作成し、委員の皆様にご覧いただき内容を御確認いただいた上で公開の手続きを取らせていただきたいと思います。

議事に入ります前に、宮城県教育復興懇話会の開催趣旨について、御説明をさせていただきます。

資料1-1「宮城県教育復興懇話会開催要綱」を御覧ください。

はじめに、会議開催の「目的」です。第1に記載のとおり、東日本大震災からの本県教

育の速やかな復興に向け、本県教育施策の在り方について学識経験者等から御意見をいただくとするものであります。以下、第2「組織」では、懇話会は教育長の選任する5名の方々をもって構成するとし、第3「座長等」では、懇話会に座長・副座長を置くことなどを定めております。

以下の説明は省略させていただきますが、この要綱に基づき、これから懇話会を進めさせていただきますと存じます。

続きまして、資料1-2『宮城県教育復興懇話会』開催スケジュール（案）を御覧ください。

本日、第1回目の懇話会を開催させていただきましたが、この懇話会は、現在のところ都合4回の開催を予定しております。本日は、皆様の意見交換による本県教育の復興に向けた論点の抽出を、6月30日に開催予定の第2回会議では、本日に続き論点の抽出とその整理を、7月下旬から8月上旬に開催予定の第3回会議では、論点の整理とその内容の深層化を図り、その参考としていただくため、県民、学校などを対象に本県教育の復興に向けた施策などに関するアイデア募集を、7月頃に事務局において実施する予定としております。そして、8月下旬から9月上旬に開催予定の第4回会議では、この懇話会でいただいた御意見をとりまとめていただきたいと考えております。

以上で開催趣旨の説明を終わらせていただきますが、御質問等がございますでしょうか。ないようございますので、早速議事に入らせていただきます。

1つ目の議事としまして、「座長・副座長の選出」を行います。宮城県教育復興懇話会開催要綱第3の規定により、懇話会には構成員の互選により座長及び副座長を置くこととされております。自薦、他薦いずれでも結構ですが、どなたか御意見のお有りになる方はいらっしゃいますでしょうか。

**武田委員** 座長は梶田先生、副座長は山田先生にお願いしてはいかがでしょうか。

**司会** 皆様、いかがでございますか。

（「異議なし」「よろしく願います」の声あり）

**司会** 御異議なしとのことですので、座長を梶田先生に、副座長を山田先生にお願いしたいと思います。梶田先生、座長席にお移りください。

ここで懇話会の委員を代表しまして、梶田座長に御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願います。

**梶田座長** ただ今座長というお世話役に推挙されました。私に十分な力があるかどうかわかりませんが、先ほど小林教育長からお話がありましたような線に沿って、皆さんの御意

見、私の思いも含めて、宮城県の新しい教育の在り方について何か提言できたらと思っております。

先ほど、小林教育長のお話にありましたけれども、教育というのはまさに明日の宮城県をつくる、あるいは明日の日本をつくる大事な土台になる。そういう営みであります。まして、今回は未曾有の大震災があつて、下手をすると子どもたちの気持ちが沈み込む。親も気持ちが沈み込む。みんなの気持ちが沈み込んで、夢も志も見えなくなりがちという状況がございます。

しかし、「禍を転じて」という言葉があります。こういう中だからこそ、それをはねのけて、お互いの気持ちをもう一度先へ向ける。今やれることを頑張ってやることで、明日の大きな何かを実現する。そういう夢と志を、子どもたちも、同時に親御さんたちも、地域あるいは県民の皆さんが持つ。そして、それが日本全体に波及していく。こういうふうにならなければいけないと思っております。

具体的にどうしたらいいのか。夢や志をより一層駆り立てて、夢や志をきちんと実現する教育をどうやってつくったらいのかということで、本日、5人の委員が委嘱されました。私も驥尾（きび）に付して、皆さんと御一緒にそういう方向に向う。あまり抽象論ではなく具体的に議論して、できることから提言していけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

**司会** ありがとうございます。

ここからの議事進行につきましては、梶田座長にお願ひしたいと存じます。座長、よろしくお願ひいたします。

**梶田座長** それでは、実質的に本日最初の議事になります。「東日本大震災における被害状況等について」、事務局から御説明をお願ひしたいと思ひます。

**教育企画室長** 教育企画室の鈴木と申します。私のほうからは、「東日本大震災における被害状況等について」を御説明いたします。できれば、被災の現場を御覧いただいたうえで本日の懇話会という流れが望ましいと考えておりましたが、時間の関係から資料による説明とさせていただきます。

用意いたしました資料2を御覧いただきます。はじめに、県全体の被害復旧の状況についてであります。このたびの地震は、最大震度7という大きな揺れに加えまして、広い範囲にわたる大きな津波を引き起こしました。この津波により、県土の約4.5%にあたる327ヘクタールが浸水いたしました。1の(6)の下のほうに、【浸水概況】としてまとめております。

ここで、3-2という厚手の資料、「宮城県震災復興基本方針（素案）」本体の21ページをお開きいただきます。隣の「参考資料」と題しているところをめくっていただきます

と、A3縦長の宮城県の地図が出てまいります。「罹災概況図」というものであります。この地図上の赤く塗ったエリアが、浸水被害を受けたということであり、御覧のとおり、市町村によっては、市町村区域の半分が浸水地域になったところもあるという状況でございます。

恐縮ですが、資料2に戻っていただきます。

浸水地域の中には県人口の14.2%に相当する約33万2千人が居住し、また県全体の事業所の22.7%に相当する約2万5千の事業所が活動の拠点を置いていたということでございます。平成23年5月19日現在で8,883人も尊い命が失われ、いまだに安否の確認が取れない方が5,512人もおられるという、大変痛ましい被害が生じております。これは2の(1)に記しております。

次の2の(2)にあるように、全壊・半壊などの被害を受けた住家も数多くございます。

自宅へ帰宅することができず避難所に避難された県民は、(3)にまとめてあります。地震から3日後のピーク時、3月14日には約32万人に上り、震災から2カ月以上経った5月19日現在においても、3万人を超える方々が避難所での生活を余儀なくされているというような状況でございます。

次の(4)は、電気・水道などのライフライン関係です。県全体ではほぼ復旧しつつありますが、津波による大きな被害を受けた地域などでは、いまだに復旧していない状況が続いております。このような中、心のケアや経済的支援を要する児童生徒、自宅を失うなどで住環境が悪化した児童生徒が生じております。

ページをめくっていただきます。人の移動や物流の大動脈である鉄道も、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けました。震災後しばらくの間は不通の状態が続いておりましたが、現在までに東北新幹線をはじめ、多くの区間で運転が再開されております。

しかしながら、沿岸部を走る路線のうち県南に位置している常磐線、仙台湾北側を走る仙石線と石巻線、三陸沿岸部を縦断する気仙沼線では、いまだに運行再開時期が未定の区間がございます。今日お渡ししましたもう1つの付属の資料、カラー1枚もののA3縦長の地図、表題として「県内鉄道の運転見合わせ区間」というものを御覧ください。これらの区間ではバスの代行運転がなされておりますが、例えば気仙沼線沿線の南三陸町から気仙沼市内の高校に通学する生徒では、震災前は片道1時間ほどであった通学時間が、倍の2時間になったという事例が生じております。

また、資料2のほうに戻っていただきたいと思えます。

現時点において震災が産業に与えた影響は把握できておりませんが、産業構造等からすると、沿岸部地域では水産業や製造業に大きなダメージを与えていると。さらに、グローバル化した時代の産業の広がりを考えても、今後の県全体の経済や雇用に及ぼす影響が懸念されているところでございます。そのほか、産業の基盤となる道路、港湾などの土木施設、漁港・漁船・耕地などの農林水産施設にもいまだかつてない大きな被害が生じており、経済や産業にも大きな影響を与えるものというふうに考えております。

続きまして、3の「教育関係の被害状況等」を御覧いただきます。

5月19日現在の「人的被害」といたしまして、公立学校幼稚園の幼児・児童・生徒295人、教職員15人の尊い命が失われております。また、いまだに安否の確認が取れていない方は、幼児・児童・生徒が64人、教職員が3人となっております。

「施設被害」につきましては、県立学校・市町村立学校の公立学校施設のみで744億円に上り、社会教育施設では280億円を超える被害が生じております。今後、文化財の被害が明らかになるに連れ、さらに大きな被害額になることが見込まれるということでございます。また、被災のため、当面の間校舎等の使用が困難な状況となっている学校は、公立学校で54校となっております。

次のページ、4の「震災関連データ等」を御覧いただきます。

先ほど県全体の避難所及び避難者数の状況を御説明いたしました。県立学校や市町村立学校などへも多くの県民が避難いたしました。市町村の避難指定のあるなしにかかわらず、ピーク時で県立学校等22施設へ約7,300人の方々が避難され、教職員がその運営に尽力いたしました。避難者数は不明ということですが、仙台市を除いた市町村立学校では、ピーク時で147校が避難所として活用されました。しかしながら、現場では地元自治体との間で、人的・物的体制の整備・調整等が必ずしもうまくいかなかったと。特に初期の段階において、避難所としての運営に混乱が生じたという事例も見られております。これは今後の課題というふうにとらえております。

最後は、「高校卒業予定者の就職内定状況」でございます。(2)の表に記載のとおり、本県におけることし3月末の内定率は87.6%で、前年度同期を3.3ポイント下回りました。しかし、全国値においては1.6ポイント増となっており、本県の置かれた厳しい状況が浮かび上がっております。また、内定取り消しや採用繰り下げという、残念な事例も生じております。これらの要因のすべてが震災によるものではないかもしれませんが、震災が相当程度影響しているのではないかと考えられます。先ほど御説明しました経済や産業が受けたダメージがさらに明らかになるに連れ、これからの高校生の就職についても、相当程度影響を受けることが懸念されているところでございます。

「東日本大震災における被害状況等について」は、以上のとおりでございます。

**梶田座長** ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、何か御質問はありませんでしょうか。教育関係に限ってみても、大きな被害を受けたわけですから。いま、そのポイントについてお話をいただきました。

では、もう一つ。こういう大きな災害からどのように立ち上がろうとしているかということで、「宮城県震災復興基本方針について」の説明を、事務局からお願いしたいと思いません。

**教育企画室長** 続きまして、「宮城県震災復興基本方針（素案）について」を御説明いたします。資料としては、概要版の資料3-1と、基本方針本体である資料3-2を用意いたしました。本日は主に概要版の3-1のほうで御説明いたします。

まず、1の「位置づけ」を御覧いただきます。

この基本方針は、県としてどのような方向性を持って復興を図っていくのかという考え方をまとめたものでございます。今後、この基本方針に基づいて震災復興計画を策定し、具体の事業に結びつけていくという、いわば震災復興に向けた取組の方向性を見定めるものと位置づけております。

基本方針の内容です。2の「概要」としまして、(1)の「基本理念」から始まり、3ページの(6)「県の行財政運営の基本方針」まで、6つの項目で取りまとめております。本日は、この中の(1)(2)(3)(5)の項目について御説明いたします。

まず、(1)「基本理念」についてであります。今回の震災の影響は津波による震災地域にとどまらず、県土全体に及んでおります。このため、県民一人ひとりがその役割を自覚し、総力を結集して復興を図っていく必要があります。

②にまとめておりますが、その被害の大きさから、従来のような元の姿に戻す原型復旧の考え方では復興は不十分であります。県民の生活の在り方を見据え、県の農林水産業や商工業、製造業の在り方、公共施設、防災施設の整備・配置など、さまざまな面から抜本的に再構築するとうたっております。

③、再構築にあたっては、人口の減少、少子高齢化、環境保全など、現代社会を取り巻く諸課題にも対応していくこととし、復興以上の発展へ、先進的な地域づくりを目指していく必要があるというふうにしております。

そして④では、10年後には新しい考え方や取組を入れた復興モデルを構築するという整理の仕方をしております。

次に、(2)の「復興の基本的な考え方」であります。

「計画期間」では、復興を達成するまでの期間を概ね10年間といたしました。平成32年度を復興の目標年度に、そのうえで10年間を大きく3期に区分しました。計画期間の2つ目のポツのところでございます。被災者支援を中心に、生活基盤や公共施設を復旧させる復旧期として3年間。直接の被災者だけでなく、生活・事業等に支障を来している方々に対する支援をさらに広げ、本県のインフラ整備などを充実させる再生期として4年間。県政の発展に向けて取り組みを進めていく発展期として、3年間。このような区分での対応となります。

次に、(3)「緊急重点事項」でございます。「緊急重点事項」とは、被災者・被災地の復興に向け、全県的に緊急対応が必要な項目であります。そして、県として最優先に取り組むものを10項目ほど掲げております。

この中で、教育分野については⑤の「教育環境の確保」に記載しております。内容といたしましては、被災地復興を中心に、教職員などの人的体制の強化。震災で被害を受けた

学校や社会教育・体育施設の早期復旧といった取組により、教育環境の確保を図る。そしてまた、ここには記載されておきませんが、被災した児童生徒に対し、奨学資金貸付等の就学支援や心のケアに努めていくというようなこととさせていただきます。

ページを移っていただきまして、(5)を御覧いただきます。「県全体の復興の方向性」でございます。県全般を7つの分野に整理し、分野ごとに復興の基本的な方向性を掲げてでございます。そして、各分野とも、先ほど申し上げました前期3年の復旧期、中期4年の再生期、後期3年の発展期の各段階を踏まえ、効果的な施策の展開を図っていくということとさせていただきます。

時間の都合上、ここでは教育分野に限って説明させていただきます。「宮城県震災復興基本方針(素案)」の本体、資料3-2の17ページをお開き願います。

中ほど(6)に、教育分野の復興の方向性が記載されております。教育分野においては①から③までの3つの柱を立て、教育施策を展開していくこととさせていただきます。

1つ目の柱としては、「安全・安心な学校教育の確保」であります。復旧期においては、学校施設の復旧を急ぐこと。経済的に就学困難な児童生徒に対する奨学資金貸付の拡充等や、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を図ること。以上のような取組により、安心して就学できる環境を整えることとさせていただきます。

また、スクールカウンセラーなどの派遣等により、児童生徒の心のケアを。さらには、被災地区の学校を中心に教職員などの人的体制を強化して、生徒指導・進路指導・教育相談の充実に努めることとさせていただきます。児童生徒には、今回の経験を踏まえ、生命の尊さや自らが社会で果たすべき役割を主体的に考えるよう促すなど、より良く生きる態度を育むこととさせていただきます。

再生期におきましては、甚大な被害を受けた県立高校について、各地域のまちづくりなどの復興の方向を踏まえて校舎の改築等を行うこと。さらに、高校が地域との役割分担と連携を強化し、復興を支える人づくりに努めること。県内企業の復興に合わせて児童生徒の職場体験やインターンシップの充実に図り、「学ぶことの意義」を実感させながら、本県独自の「志教育」を推進することとさせていただきます。

発展期においては、特に郷土の発展を支える人づくりを念頭に、規範意識の醸成、コミュニケーション能力の育成、小・中・高校を通じた系統的な「志教育」の充実に、児童生徒の確かな学力の定着・向上などの取組を行うこととさせていただきます。

2つ目の柱としましては、「家庭・地域の教育力の再構築」を掲げました。

復旧期においては、家庭・地域・学校の協働の下、地域全体で子どもを育てる体制を早急に整えることとさせていただきます。また、各学校の学校安全担当教員の人的体制の強化、震災で親を失った子どものいる学校へのソーシャルワーカーの派遣といった取組を通じて、地域と連携して見守る体制を構築するなど、児童生徒が安全で安心して生活できる環境を整備することとさせていただきます。

次は再生期になります。地域全体で子どもを育てる体制の強化や、学校安全の確保、震



災経験を生かした防災教育を進めるため、地域のボランティア活動などの体験活動の充実、安全・防犯教室等の開催、学校安全ボランティアの拡充といった取組を行ってまいります。

発展期おきましては、家庭の教育力の向上を図る取組としまして、家庭教育や子育て、学習機会に関する情報の積極的な提供や、企業等の子育て環境づくりの支援などを掲げております。ここは家庭・地域・学校それぞれの役割分担と協働・連携といった点がポイントでして、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていくこととしております。

18ページ一番下、3つ目に「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」を掲げました。

復旧期においては、社会教育・体育施設の復旧を急ぐこと。文化財の修理・復元や、歴史・民俗資料の保全を図ること。こういった取組が上げられます。

再生期におきましては、社会教育施設と学校施設との連携、教育体制の再構築を促すことで、災害に強い地域のコミュニティセンターとしての機能強化を図ること。住民主体による自立的復興を目指す生涯学習活動を支援することなどを掲げました。

発展期ですが、県民のニーズに対応した学習機会の提供や、地域づくりにかかわる人材の発掘・育成、郷土の伝統的な文化・芸術や文化財の保存と継承・発展、スポーツ環境の充実強化といった取組に努めていくこと。このようにしてございます。

以上の内容が、現在、「宮城県震災復興基本方針（素案）」として取りまとめているものでございます。

最後は、この関係の「今後のスケジュール等」になります。資料3-1に戻り、最後のページをお開きいただきます。

今後、県におきましては、この基本方針に基づいた具体的な事業展開が図られるよう、取組項目をまとめた「(仮称)宮城県震災復興計画」を策定することとしております。時期といたしましては、8月中を目途に原案を作成していくということでございます。本日、教育復興懇話会を開催する運びになりましたが、8月中に取りまとめる震災復興計画に、各委員の御意見を可能な限り取り込んでいきたいと考えておりますので、教育分野を中心に、復興に向けたアドバイスや御意見を頂戴できますようよろしくお願いいたします。

「宮城県震災復興基本方針（素案）」についての説明は以上でございます。

**梶田座長** ありがとうございました。

いま、県全体で10年という一つの見通しの中、単なる復旧ではなく、復興させ、より一層発展させるという考え方。そういう中で、教育をどういうふうに位置づけておられるかという大まかなお話がございました。このことにつきまして、皆さんの方で御質問・御意見があればいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、大きなビジョンをお示しいただいておりますが、この具体策、特に教育についての具体策についてもう少し伺って、われわれの意見交換をと思っております。

「宮城県の教育の復興について」ということで、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

**事務局** 今後の県教育施策の在り方について御意見を頂戴するにあたり、いま御説明申し上げた現状なども踏まえて、事務局なりに論点を整理してみました。それについて御説明申し上げます。

資料4-1, A3横書きのものを御覧ください。左の上に「宮城県教育振興基本計画における目標と基本方向」とございます。県教育委員会では、昨年3月に本県教育を総合的・計画的に進めていくために、10年間を計画とする宮城県教育振興基本計画を策定し、昨年度からスタートしたところでございます。本日はこの基本計画の概要版を資料としてお配りしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。表題に「宮城県教育振興基本計画」と記載されている緑色のパンフレットでございます。

1枚めくっていただきますと、左側に「計画の位置づけ」や「計画期間」、右側に目を転じていただきますと、本県教育の「目指す姿」と「計画の目標」が記載されております。

「目指す姿」は、白抜き文字で記載されております。この実現に向け、「基本計画」では4つの目標を、その目標の達成に向けた各種教育施策の展開の基本方向を3つ掲げております。パンフレットをさらに1枚めくってください。観音開きになっておりますが、左側から順に「目指す姿」「計画の目標」、次に「施策の基本方向」が記載されております。

「基本方向」はここに記載のとおりです。1つ目として、「学ぶ力と自立する力の育成」。2つ目に、「豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成」。3つ目に「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」。4つ目に、「信頼される魅力ある教育環境づくり」。5つ目に、「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」。最後に、「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」。6つの柱を掲げまして、この方向に沿って各種の施策を展開することとしております。

具体的な取組としては、右側3ページにわたって概要を示しております。特に重要な特徴ある取組としては、本県独自のコンセプトとして打ち出した「志教育」というものがございます。

この「志教育」については、もう1つお配りしている資料、「夢をはぐくみ志に高めるみやぎの『志教育』プラン」と題されたリーフレットを御覧いただきたいと思います。リーフレットの表紙を1枚めくっていただきますと、2ページの右上に「宮城の志教育とは」とございます。ここで「志教育」について、「小・中・高等学校の全時期を通じて、人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのより良い生き方を主体的に求めさせていく教育」と説明がございます。言い換えますと、「人間は社会的存在であるということを基点に据えて、子どもたちが自己の適性・能力的確な理解の下、社会において将来どのような役割を果たせるのか、あるいは果たすべきなのかを主体的に考えながら、より良い生き方を目指し

て志を立て、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育」であります。

それでは、もう一度資料4-1に戻っていただきたいと思います。今説明いたしましたのは、この資料の左側の部分でございます。県教育委員会ではこの計画に沿って、昨年度から各種の教育施策を推進してきたところですが、その矢先にあの大地震と津波が来たわけです。その震災に伴う本県への影響としましては、先ほど資料2で御説明したとおりでございます。それを箇条書きにまとめたものが、この資料の薄く網掛けした部分です。

説明するまでもなく、県の教育振興基本計画を策定した時と震災後の今とでは、教育を巡る環境が変わっています。県教育委員会としては、こうした環境や状況の変化があっても、教育振興基本計画で示した目指すべき姿は変わらないという認識でございます。そうした中で、本県教育の速やかな復興に向け、今後の教育施策の在り方や展開にあたって何に留意すべきか。事務局として論点を整理してみました。資料4-2を御覧ください。

論点としては、「学校教育の充実」「家庭・地域の教育力」「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」、それから「地域防災と学校」というふうに、大きく4つにグルーピングしました。そのうちの「学校教育の充実」については、4つの論点があるのではないかと整理してみたところでございます。

1番目の丸印は、「心のケアと志教育」です。今回の震災では、本県の死者・行方不明者は1万数千人に上りました。近親者や知人などの不幸を間近に見た子どもたちが非常に多く、心のダメージも大きかったことから、学校ではスクールカウンセラーや教員体制を強化し、すでに子どもの心のケアに取り組んでいるところであります。

一方で、今回の震災により、本県の児童生徒は他者との関係、社会との関係の重要性に目を開かされたはずで、しっかりと心のケアに努めた上で、それを心の復興にまでつなげていくために、先ほど御説明申し上げた「志教育」を一層強力に進めていくべきと考えているところでございます。そうした際に、どこに留意し、どういうところに力点を置きながら進めていくべきだろうかということでございます。

次に、「学力の向上」でございます。被害の大きかった沿岸部については、学校施設が相当なダメージを受けており、速やかな復旧整備を進めているところでございます。しかし、学校を復旧整備できたとしても、周辺に学べる環境が乏しいという状況があります。というのも、仮設住宅の建設も進めておりますが、延床面積30㎡の2DKタイプの仮設住宅が中心になりますので、子どもの学習机を設置するスペースもなく、帰宅後、学校外での学習場所の確保もままならない状況が予測され、従って学力の低下なども懸念されます。こうした中で、どのように子どもの学習環境を確保していくのかということでございます。

3つ目の論点といたしましては、「産業教育とまちづくり」です。本県の沿岸部では、県全体の約1割の耕作地が浸水しました。また、漁船・漁具、養殖施設、漁港、防波堤といった水産業の基盤が壊滅的な打撃を受けております。さらに、いまなお続いている福島原発事故を契機として、電力の供給、企業誘致、海上輸送など、産業面にも種々の影響が見込まれており、今後の本県の産業構造に大きな影響を及ぼす可能性もございます。こうい

う状況での、今後のまちづくりを見据えた産業教育の在り方、特に高校における産業教育の在り方について、どのように考えていくべきかということでございます。

4つ目の論点といたしましては、「教育の機会均等への配慮」でございます。先ほどの地図にもございましたが、J R 気仙沼線の海岸部は、今回の津波等でかなりの箇所が損壊し、現時点では復旧の見通しが立っていないということがございます。

気仙沼と石巻のちょうど中間の位置に南三陸町という町がございます。その生徒は、これまで志津川高校という同じ町内にあった普通科高校か、J R 気仙沼線で1時間くらいの時間をかけて、気仙沼市内の普通科高校や専門科高校に通学していましたが、今後は当分の間、気仙沼市内の高校への通学には倍の時間がかかるという状況でございます。

本県では、県内のどこに居住しようとして、普通教育、専門教育、どちらでも選択できるような教育環境を旨として、高校を整備してきたところであります。こうした状況の中、教育の質を高めながら高校教育の機会均等にどのように配慮していくべきか。こういったことも論点になろうかと考えました。

「家庭・地域の教育力」については、「家庭・地域の教育力の再構築」が論点になろうかと整理しています。近年、子どもたちの教育に関しては、学校だけでなく、地域や家庭の果たす役割の重要性が強調されております。そうした中、今回の震災により、被災地では住居が喪失したり、職がなくなったり、集落が離散したりと、家庭やコミュニティがさまざまな困難に直面している状況でございます。このままでは被災地とそれ以外の地域で、子どもたちの教育に大きな格差が生じることも懸念されることから、被災地の家庭・コミュニティに対して、教育という観点からどのような支援が必要なのかということでございます。

次の論点といたしましては、「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実とコミュニティ意識の形成」があらうかと思えます。今回の震災に際して地域コミュニティ単位で避難所に移転した場合、避難所内の秩序や協働関係が保たれ、混乱や不具合が少なかったということを知っております。こうしたことは、平常時からの地域のコミュニティ意識のレベルに左右されるものと想像されます。このようなコミュニティ意識の形成に資する生涯学習・文化・スポーツ活動の在り方について、どのように進めていくべきかということでございます。

次に、「地域防災と学校」の観点から、「学校施設の防災拠点機能」という点があらうかと思えます。今回の震災で被災した住民の多くは、避難所としての指定の有無にかかわらず、近隣の学校に避難した状況がございます。コミュニティの拠点として、学校が住民に信頼されていることの結果でもありますが、一方で、指定の学校避難所の運営は、市町村職員に引き継ぎまでの初期対応を、学校の教職員が担うということが一般的でございます。今回の震災ではその引き継ぎまでに数日以上かかり、学校の教職員には物資の配給といった想定外の事務がありました。そうした事務に滞りが見られたり、水や暖房設備、毛布もない学校施設の中で数日間避難するという状況が見られるなど、人的・物的体制の不十分

さが露呈しました。この教訓を踏まえまして、防災拠点としての学校を今後どのように考えていくべきかということでございます。

最後、「学校の安全体制」ということでございます。今回の震災は未曾有の被害をもたらしましたが、災害は地震・津波に限らず、風水害や火災、インフルエンザ等の感染性疾患、交通災害など、多種多様でございます。今回の震災を機に、あらゆる災害を念頭に置いた学校マネジメントや、家庭や地域等との連携体制・教職員研修の在り方などの学校の安全体制、そして民間企業等でやっている事業継続計画、いわゆるBCPの策定や見直しといったことに取り組む必要があるのではないかと。そうしたときに、どのように進めていくべきかということが、大きな論点になるかというふうに考えております。

以上、本日の議論の参考になればと思い、事務局としてこのような整理をさせていただきました。よろしく願いいたします。

**梶田座長** ありがとうございます。非常に包括的に、こういう観点を頭に置きながら教育の復興を考えていかなければいけないということについて、事務局から御説明いただきました。非常に大事だというふうに思っておりますが、まずどこからいくのかとか、この論点に関しては具体的に何をやっていかなければいけないとか。あるいは、こういうことも考えておかなければいけないのではないかと。私はいくつか考えるべき点が出てくるかと思っております。

今日は最初ですので、ブレインストーミング的な意味も含め、委員の先生方から自由に御意見をいただきたいと思っております。この論点を念頭に置きながら、3分から5分ということでご発言をいただきたいと思っております。

順番で、澤先生からお願いいたします。

**澤委員** 事務局の御説明、どうもありがとうございました。

先ほど鈴木室長もおっしゃっていましたが、本当は現場を見てからお話をしないといけないと思うのですが、そういうチャンスがありませんでした。現場と離れた意見になることもあるかと思いますが、その辺は御容赦いただければと思います。

いま事務局から、包括的に、いろいろな論点が挙げられました。今後、われわれが議論していくときに整理をしておかなければいけないのは、どの立場に立って議論するのかです。これはたぶん行政の関心事で、これを議論したいと思うのです。先ほど10年間とおっしゃいましたが、子どもの立場から見ると3・4・3と分かれているわけではないのです。連続した人生です。偶然なんでしょうけれども、10年というのはちょうど小学校に上がってから高校を卒業するぐらいまでの期間。そう思えば、小学校に上がった人が高校を卒業するときに、どのようになっているのかということ想像しながら、施策を考えていかなければいけないと思うのです。3年、4年、3年というのは、土木工事的考え方だと思うのです。人づくりというのは、すべていっぺんにやり始めて初めて、3年目にどう

いう感じになっているのか、7年目にどんな感じなのかというのが出てくると思います。

何が言いたいかというと、例えば、2番目の4年で行うとしている内容は、4年後にしかやらないのでは困るということなんです。施設・設備の復旧というのはともかく、教育の内容、コンテンツ、いわゆる方法論にかかってくる話は、すぐにでもプログラムを作っ

て始めないと間に合わないと思うのです。それが一つ。もう一つ。今度は逆のことを言うようですけども、作ってしまうと硬直化することが行政ではよくある。いまはみんな真剣にやっていますけれども、10年計画だとずっと途中で皆さんは何代も替わる。その中で、魂が入らない計画だけが残っているという状況になりかねない。そうならないような仕組みをビルトインしておく。何か活を入れるような仕組みにしておかないと、難しくなるのではないかと思います。

僕だけが話すわけにはいかないで、もう一つだけ。こういう時期だから仕方がないと思うんですが、気になったのは、子どもを守るという観点での施策が非常に多いこと。それよりも、子どもの元気さ、チャレンジするところをどうやって引き出してやろうかということ、もう少し入れ込んでいったほうがいい。心のケアも必要だし、就学関係の整備ももちろん必要でしょうけれども、それは言われなくてもやってあげないといけない話。子どもの立場からすると、「チャレンジするときに何をしてくれるんですか」と。そういうことが用意されている。むしろ、そういうことのほうが大事だと思うのです。

チャレンジということからすると、視点が内向きになっている。ある種、県で閉じているのです。例えば、「県を担う人の育成」。なぜ県なんですか。世界を担う宮城県でいいじゃないですか。大風呂敷というと怒られますけれども、教育なんだから、それこそもう少し志の高い教育を考えてもらわないといけない。

それをやるときに、地域復興のプロジェクトからやらせていくというのは、方法論としては非常に重要だと思うのです。でも、最終目標が「地域を支える人をつくりましょう」では困る。ほかの県との競争になるかもしれませんけれども、この震災の結果、「宮城県の人ってすごいね」とならないといけない。そういう意味で、特に必要なのは人のやり取り。例えば、地域のリーダーになっていくときに必要なスキルとか、知識とかは、県内にあるとは限らない。IT環境が整っているわけではないとしたら、それを実際にやっているリーダーに来てもらう。たまたまボランティアで来るのではなくて、もう少しプログラマティックに事業の中に組み込んでいく。そういう外との交流をもう少し考えないといけない。

僕の経験からすると、気仙沼なんかは遠洋に出ていた人たちが多かったので、逆にリベラル。外に目が開かれている人が多かったし、文化もそうですよね。これはどっちかという内陸部系。農村部系の発想でやってしまっているのではないかな。漁業をやっていたがゆえに余計にそうなんですけれども、もう少し海外との交流も視点に入れていったほうがいいのではないかと思います。

ちょっと長くなりました。

**梶田座長** ありがとうございます。

次，山田先生からお願いいたします。

**山田委員** せっかく事務局から論点の案を御提示いただいていますので，この項目を参考に，ランダムに考え方を述べさせていただきたいと思います。

最初に，「志教育」。これが本県の大事な課題であるということで，お出しいただいています，私もそう思います。「志教育」というのは，単一の価値観だけでなく，多様な価値を認められる教育だと考えます。社会性とか広域性とか，民主主義が体感できるようなことを通じて身につけていくものだろうと思います。

そういったものは，現場での体感が非常に大事だと思います。そうすると，一番気になるのは，進学・学力重視主義の環境の中でどうやって実現していくのか。それが非常に大きな課題だと思います。「志教育」を真ん中に据えるとすると，進学・学力主義との整合をどう図っていくのか。その辺の答えが，何か出てこなければいけないと思ったのが1点目です。

2つ目に，「学力の向上」というのが挙がっています。これはかなり深刻なことだと思っております。平常時でもこういう形でいいのかどうかわかりませんが，現在も大学の教員がいろいろな形で小・中学校・高校に出向くということがされていますし，大学の学生さんがということもあります。夜間を使うことがあるのかもしれない。そういった学校間交流の中で，学習支援制度みたいなものを考えていく必要があるのではないかと思います。そのときに，やみくもに，個別的にするとどちらも迷惑になりますので，高等教育機関と小・中学校とのつなぎをする，中間支援的な場を用意していかなければいけない。

ほかの課題もそうなんです，つなぎの場をどういう形で用意していくかということが大事です。それがないと縦割りで，大学は大学，学校は学校，産業の現場は産業の現場という分かれた形になってしまいます。学校の教育部門の枠を越えた，中間支援システムみたいなものをこういった教育の分野でも作っていかなければいけない。今は「学力の向上」ということで申し上げたんですけれども，他の部分でもそんなことが言えるのではないかと思います。

次に「産業教育とまちづくり」ということで，こちらにはインターンシップということが挙がっています。「志教育」を実現するために，これは非常に大事なことだろうと思います。今回被災したいろいろな中小企業の支援のために，非常に大事だと思います。

このインターンシップも，学校だけが企画して，学校だけでプログラムを作るのではなくて，学校と企業とが協働でプログラムを作る。あるいは，それを推進するようなノウハウを持ったNPOを入れる。最近，企業でもインターンシップをマネジメントしているところがありますが，そうではなく，もう少し違った形でインターンシップの中間支援をしていくということも非常に大事ではないでしょうか。

ここで申し上げたかったのは，「志教育」は非常に重要でありますし，産業教育も非常に

重要ですが、それを実現するためのシステムを創出していかないと理念だけで終わってしまう。そういう気がしております。

あとは、「家庭・地域の教育力」のことが書かれております。「地域の中で教育を」と言っても、これは地域のいろいろな活動の中で実現されるわけですが、そうすると、その地域コミュニティの力が非常に重要になってくるわけですが、御承知のとおり、いまは地域コミュニティが非常に衰退している。今回は災害があったからこそ、いろいろな方の力が再生されたんだろうと思います。これを機会に、もう一度コミュニティをつくり直していくということをしなければならない。

御承知のとおり、地域コミュニティというのは長老の方にお任せするとかで、担い手があまりいない状態で、なかなか地域が元気になれない構造を持っているわけです。「コミュニティで教育を」と言っても土俵はすぐにはできないかと思いますので、「家庭・地域の教育力の再構築」のところはもう一度根源に戻ってコミュニティの再生から考えるべきでしょう。

コミュニティの再生に関しては、私どももこの7、8年勉強してまいりました。いろいろな学習の成果もありますので、それをいつかこの場でお話しできればなと思っております。

もう一つだけ申し上げます。「地域防災と学校」の件です。どこの学校か忘れてしまったんですが、小学校の皆さんが、中学校の皆さんの避難する姿を見て一緒に避難したことによって全員の安全が保たれたという話を伺ったんです。なぜかと聞きますと、日常、その小学校と中学校は交流があつて、防災訓練なども一緒にされているという関係があつたわけですね。日常と非日常が連続するような関係というのが、非常に大事ではないかという気がします。

若干、話が飛びます。いまは合併されてしまいましたが、昔、中新田町の奥の方の小学校基本計画で、いわゆる交流型の学校をつくろうと提案をしたことがあるのです。そこは過疎化で人口が減って、児童数も少ない。夏休みとかには、市街地の古川といったところの生徒さんに来ていただいて、交流をする。一緒に授業をする。地域の皆さんがそれをサポートするような、交流型学校という提案をしたことがあるんです。それが実現したかどうかは見届けていないんですが、そういう日常的な交流の中でいい関係ができていて、災害対応など、今回のような避難のときに生きてくると思います。

学校の空間も、教育の場としてだけではなく、交流の場にも使えるようなつくり方をしておくと、災害時対応の空間としても豊かなものになるかと思います。学校は防災拠点ということももちろん大事ですが、もう一つは交流の場として整えていく。そういった学校のつくり方が大切ですが、これは単にハードだけではいけないと思います。ソフトとセットでやっていくことによっていろいろな問題が起きたときに対応できるし、日常の子どもたちを豊かにしていくということにもつながってくるかと思います。文部科学省の方がいたらしかられるかもしれませんが、従来の学校づくりではない学校空間のつくり方。



宮城らしい、宮城の環境に合った学校づくりというものを、少し考えていたらどうかなというふうに思いました。

課題ごとに述べさせていただきましたが、今思いついたのは以上でございます。

**梶田座長** ありがとうございます。

武田先生、お願いします。武田先生はすでに白石市で具体的に復興をお考えだと思いますので、いま具体的にやろうとしておられることも含めて、少しお考えをいただきたいと思えます。

**武田委員** いろいろお話を聞いていて、3つぐらいに分けて考えた方がいいかなと思っています。

1つは、やはり急いでやらなければいけない部分があるだろうと。10年スパンというものではなくて、今すぐにでもやらなければならない。それから、少し時間をかけてじっくりと、10年のスパンでしっかり考えていくもの。継続的に考えなければいけないもの。もう1つは、今だからチャンスだというものもあるのではないかと思います。言い方は悪いんですけども、今だからやれること。今を逃せば、逆にマイナスになっていく。そんなことがあるのではないかと感じました。

例えば、現在、心のケアが非常に大事だと言われています。いろいろな教育長から、私のところにも電話が来ました。沿岸部の教育長さんが時に涙を流しながら電話の向こうで語るのは、「子どもたちの今後が心配だ」と。その理由は、人が流されたりしているのを見ているからです。「今はいい」と言うんです。いま、子どもたちは我慢して、我慢して、何とかこらえている。ボランティアもいっぱい来ている。支える大人たちがいっぱいいる。それでいまは何か我慢しているけれども、これが秋口になるとだんだん日が暮れる時間が早くなって、寒さに向かっていく。そして、来年……。 「その辺が非常に心配だ」ということを言っています。

今回、非常に有り難かったのは、宮城県の教職員の人事等について、特に沿岸部に配慮していただいた。これについては、県南の教育長すべてが感謝を申し上げていると思っています。私は手厚い人事配置が功を奏していると思います。さらに、人事交流で東京から派遣で入っていただいたことも、非常に大きいと思っています。きのう、浜のほうの被災に遭った学校に行ったら、「ああいったやり方をさせていただいたから何とかやれた」と、若い校長さんが言っていました。やっぱりそうなんだろうなというふうに思っているところでもあります。

もう一つは、「学力の向上」について。宮城県で夏休みに行っていた地域学習支援センターが、今年はないになりました。たぶん、施設の部分とか、いろいろな問題があっただけになった。学力を補うという意味で考えれば、私は逆に、本当はああいったことが必要だったのではないかと思います。高校が使えないなら、中学校、小学校をベースにして

何とかやれないだろうか。夏休みの授業を増やすことも若干は考えていますけれども、私自身は白石市内でそういったことを考えているところでもあります。このことについては、ほかの教育長にも声をかけてみたいと思っています。

それから、継続してというところ。いろいろな部分で時間はかかる。澤委員もおっしゃったとおり、すぐにできるものではない。やはり時間はかかるだろうというふうに思っています。だからこそ、しっかりとした土台の上に乗って進めていかないといけない。10年という長い期間。正直言って、その時点では私も含め、ここにいらっしゃる方は残っていないだろうと思いますので、しっかりとした土台の部分が必要かなと思っています。

そして、今だからチャンスだと思うのは、心育ての部分。「志教育」の根底にあるものだと思うのですが、小・中・高すべて含めて、震災に遭った今だからこそ心の育ちの土台ができてきていると思います。宮城県の教育を変えていくなれば、その部分を大切にしていくなければいけないと思います。人に対する感謝とか、思いやりとか。今はそういった気持が子どもたちの中で非常に強くなっていると思っています。被災に遭った、遭わないは関係なしに、そういった気持が子どもたちの間で非常に強くなってきていると思います。宮城県の子どもたち、東北の子どもたち、日本の子どもたちという思いが、非常に強いと思っています。この心をしっかりと育てていかなければいけないだろうと思いますし、津波の引き波ではないですが、時間がズルズルと経っていくと、その心が逆の流れになってくるのではないかと感じているのです。

高校生で言えば、自分の将来を見据え、いま、本気になって考えていると思うのです。だからこそ、いま、高校生に職を与えてやりたい。その場を与えてやりたいと思うのです。これが何年も「職がない」「ない」「ない」という状態が続いていくと、あきらめというか……。目指したものと違ふと。そんなふうになっていくのが怖いな、と思っているところでもあります。

白石でも被災に遭った学校がありますけれども、不自由という体験が学習の上では非常によかったと思います。

市内で一番大きい中学校は、下水管がやられました。それで、仮設トイレを15基並べました。最初はいろいろ戸惑いがあったようですが、仮設の施設を造って1週間で何とか直しました。

月曜日に直って、放送を入れたのです。「今日から通常どおりトイレを使えます」と。学校中から本当に大きな拍手が沸いたというのです。子どもたちは文句を言わなかったけれども、やっぱり不自由さというものを感じていたし、便利さというものについて改めて実感した。ほかのところではいまでも続いていますけれども、これは簡易給食においても同じだと思っています。

そういった不自由さの中から、子どもたちはいままでの便利さが普通ではなかったということをしっかり感じています。いま、それを大事に育てていかなければいけないと感じています。

以上でございます。

**梶田座長** ありがとうございます。

澤先生、山田先生からは非常に大事な、本質的な視点。「こういう問題を考えるときに、こういうふうな考え方、切り込み方でないと話が浮いてしまうよ」ということでお話を伺いました。そして、武田先生は、具体的にいま取り組んでおられること。幼・小・中の再建、あるいは社会教育の再建に最前線で取り組んでおられることということで、お話がありました。

武田先生がおっしゃったように、今すぐやらなければいけないこと、時間をかけて考えてやらなければいけないこと、今だからこそチャンスだということがある。私はその中身として、課題領域が4つぐらいあると思います。3人の先生のお話、それから先ほど事務局からお話いただいたことを頭の中であれこれ考えて、こういうふうに思っていました。

1つは、学校教育を復旧から復興へ持っていくということ。正常化しなければいけないわけです。これは今すぐやっていく。そして、そこから展開していかなければいけないものは、例えば校舎とか施設設備の問題。同じような校舎やら、同じような施設設備ではもったいないと思うのです。適正な配置を考える。施設設備でも、これからの在り方考える。

武田先生からトイレの話が出ましたけれども、学校のトイレというのは、世の中のトイレよりも一時代遅れている感じがありますよね。最先端を行っていいのではないか。そのくらいのことを考える。学習のためのスペースの取り方も同じ。山田先生がおっしゃったけれども、昔風です。明治初期の教室の在り方がいまだにあります。ホールとか小部屋とか、もっといろいろなものを考える。あるいは、校庭も。本当に自然と触れ合うんだったら、校庭のつくり方もいろんなことを考えながらやらなければいけない。これが第1の領域であります。

2番目が心のケアの問題。御承知のように、急性のストレス障害がすでに出ています。何かを見るとフラッシュバックで怖くなって、小学生の子どもが幼児返りしてしまう。あるいは、中学生、高校生でも、夜に眠れなくなるとか、涙が出て止まらなくなるとか。もう急性のストレス障害が出ております。PTSDといいます。

私は心理学が専門ですが、実を言うとPTSDはこれから本格的に出てくるんです。1カ月ぐらいして少しずつ出てくる。2カ月するともっと出てくる。下手をすると1年、2年後に、急に体が硬直してしまう、動けなくなる、無気力になるというのが出てくる。阪神淡路の後もそういうことがありました。

今症状が出ている子どもにどう対応するかも考えなければいけないのですが、これから症状が出てくる子のことも考えなければなりません。日にちが薬ですから、3年、5年すれば大丈夫ですけれども、1年目、2年目のことは本気で考えておかなければいけない。兵庫県の場合は、阪神淡路の後初めて、全部の学校に臨床心理士を入れる、スクールカウ

ンセラーを入れるということをやりました。もちろん、急ぎよでしたから、あとで反省しなければいけない部分もいっぱい出たのです。しかし、そういうことを含めた手立てを、専門的な知識を持つ人に、学校ですぐに支援してもらえるようにやらないといけないのかなと思っています。これが2番目です。

3番目。大震災を経たことによって、普通は学校ではやらなかった教育課題、あるいはやっていたかもしれないけれども、それほど重視されていなかったもので、本気でやらなければいけないことが出てきていると思うのです。例えば、命の教育ということ。子どもたちは身近な者が亡くなった、自分も九死に一生を得たという経験をしました。簡単な話ですけれども、誰でも死ぬのです。今の学習指導要領の中でも、自分の命、自分の親しい人の命、命一般について理解を深めようということはいろいろな形で言っているのですけれども、やっぱりどこかよそ事、人ごとになってしまっているのです。これはやらなければいけない。特に身近な人が亡くなったら、それをどう考えるか。

私たちは、大阪とか兵庫で、今でも命の教育の研究会をやっています。お釈迦さんの生病老死を、子どものうちから考えなければいけない。つまり、人間というものは、無限の可能性を持っている部分もありますが、同時に極めて限界があり、有限なものです。健康なときだけが人間じゃないのです。生病老死を考えるとということを、小・中・高でやっています。兵庫県はそのためのテキストを作って、小・中・高、全部の学校に配付しました。何度か改訂もされております。

そのほかには、防災教育。避難訓練がよくできていた学校は、今回、避難がうまくいったという話をテレビで見せていただきました。あらゆる事態に対応できるような防災教育に、これからもっともっと力を入れなければいけないのではないかと思います。

あるいは、先ほどもありましたが、今回、絆ということが非常に言われました。今まで空気みたいに当たり前で、ありがたみがわからなかった家族のこと、地域のこと。あるいは、知り合い同士が力を合わせあうということの大事さ。緊急事態になって初めて、はっと気づいた部分があります。これがまたコミュニティづくり等々につながっていくのでしよう。

これなんかも、学習指導要領にも出ているのです。出ているけれども、「一応、出ているよな」というぐらいです。本気で絆を実感する。「ほかの人のために私は何をやるのだろうか」と。「私のためにほかの人が何をしてくれるのか」ではなくて、「私がほかの人のために」ということを考える教育も必要だなと思います。そういうことで、3番目には大震災を機会に、本質的な意味での教育課題が新たに浮かび出ているのではないかと思います。

4番目であります。夢と志の実現に向けてチャレンジする姿勢を、この機会に一層強化するという。今までもないわけではありません。キャリア教育というのは、今までもありました。「でもね……」というところです。どういう形で力をつけて行って、世の中に出ていくか。どういう形で社会参加をし、自分の役割をきちんとやっていくか。本当の意

味のキャリア教育。その一環として、産業教育があるでしょう。そういうこととの関わりで、インターンシップ。実感で、先取りして「こういうふうになっているんだな」ということも分からなければいけないと思う。

そして、土台には学力向上があります。今の時代は、知識基盤社会と言われます。いろいろな意味で、小・中・高でやるようなことが分かっていないと、結局やれないわけです。元気さだけ、志だけがあっても駄目。それを支える知識がなければいけない。知的な能力がなければいけない。これを機会に、そういうことをどうやっていくか。

これは、まず子どもたち自身にそういう思いを持たせて、一生懸命やらせる。「好きなことを、好きなときに、好きなようにやればいいんだ」なんて、とんでもないことを言われた時期がありますが、それでは駄目なのです。自分と対話しながら、時には自分に鞭を打ちながら。自制自戒しながら、自分を将来の在り方に向けて高めていく。そういう気持ちを強めていくことが必要ではないか。

その中で、先ほどから言っているようなインターンシップで、「世の中はどうなっているんだろう」というのを実感してみる。「自分はこういうことをやる。だったら、取り分けこういうことは力をつけておかないといけないな」と考えていくようにならないといけないのかなと思いつつ、事務局の御説明や先生方のお話を聞いておりました。

今、一通り申し上げました。しかし、今日はまだあまり論点を絞らないで、先生方に今のような話をもう一回ずついただきたいと思います。

澤先生からお願いいたします。

**澤委員** 今までお伺いしたものはみんな同感ですが、一つ提案があります。これは前から思っていたんですが、子どもということではなくて、被災された方、大人の人向けの話です。ここで言うと高校生の話です。

公務員として雇うという話。私自身は政策をやっていた立場の人間なので、公務員インターンシップみたいなものをやれるのではないかと。さっきの職の問題、あるいはコミュニティのリーダーの問題。そういうことを一つのプログラムにまとめていくには、公務のインターンシップをやったらどうかと思います。行政の方々もずいぶん被災されたり、亡くなったりされている中で、今は行政力そのものがない。

そんな難しい行政をやれというわけではなくて、被害状況のデータ收拾であるとか、それをまとめて復興のためのアイデアをつくるとか。それを記録して、次の世代、次の年に残していく作業とか。県単でいいんです。県単の何億かの事業として、復興指針の一つのシンボリックな事業にする。年間1億円、2億円で、100人くらいはインターンシップとして雇えるはずで。それを実際にやっていくことによって、子どもたちが学問に触れる契機にもなるし、自分には何が欠けているとか、心の教育、リーダーシップとは何かとか、いろいろなことを感じるだろうと思います。

実際に行政として助かるようなことを、やってもらえばいいわけです。さっき言った復

興計画で、10年後に何ができたのか。「こういう記録ができています」ということが、ほかの地域のモデルにもなるでしょうし、海外にも発信できる。いわゆる総合学習と言われているものでやることにする。一つの授業として組み込んでいくことによって、いろんな目的が達成できるかもしれないという提案です。

それとの関連で、もう一つ。さっき山田先生が、学校をコミュニティの中心にすると。これは僕も県庁にいたときから思っていました。

明治時代、視聴覚機材といったものは、学校が先端のものを揃えていたんです。「子どもも農業や漁業で働かせるんだ」という人たちに、「学校に来てください」と。そういうものを揃えることによって、学校を魅力あるものとしてつくってきたわけです。いつの間にかそうではなくなった。さっきのトイレの話ではないですけれども、一番遅れているのが学校だということになっていた。

さっきも御指摘があったレイアウトも、今度は日本の学校では見掛けられないような考え方に基づいたものを、ぜひつくっていただければと思います。絶対に外から見に来ますから。宮城から発信するということは、どこかに行って物を売ることではない。宮城で始めた話とか、注目される試みとか。人の交流とは、そういうものだと思う。公務員インターシップもそうです。学校のハード的再生にあたって、ぜひ発進力のある形でやっていただければなと思います。

もう一つだけ。国語、算数という縦割り制の単科教育が、福島を事故を招いた……。そういうとおかしいんですけども、原子力工学しかできないのではだめです。プラント全体をどう見るか。だから、事故収拾が遅れるわけです。さっき言ったような何かにチャレンジするプロジェクトがあれば、いろいろな学問の必要性がわかってくるはずですよ。先生のほうも縦割りの教え方ではなくて、総合的にどうやって教えていくのか。チーム的にどうやって教えていくかという、教育の方法論にもつながっていく話だと思うので、ぜひそこも視点として入れていただければと思います。

以上です。

**梶田座長** ありがとうございます。

では、山田先生お願いいたします。

**山田委員** 先ほど学校の中の機能のお話をしました。学校がかなり被災していますが、もちろん周りの居住地も被災している。学校の再建とか居住地の再建、ハードな意味の地域のプランニングがこれから出てきます。震災復興基本方針の中で、町の再整備をするときに、どういうふうな安全なまちづくりをしていくのか。その辺の項目がないという印象を受けたんです。要するに、これからどういう町の空間計画をしていくのか。どういうプランニングをしていくのかというのが、ちょっと弱いような気がするんです。それに口出ししていいのかわかりませんので、それは置いておいて……。

安全なコミュニティ・プランニングをするときに、当然、学校は防災拠点になります。同時に、学校は非常に安全でなければいけないということがあります。もう一つは、これからは単に学校だけでつくっていくのではなくて、他の公的な施設、コミュニティセンターといったものと複合化してつくっていくという考え方もあると思うんです。

そういったときに、学校の再配置の考え方をきちんと提示していく。その中で基本方針のほうにも、「学校再配置の観点から、コミュニティのハードプランニングはこうあるべきである」という提言は、ぜひしていただきたいと思います。再生復興して、またいつか災害がということになってはいけませんので、そういった観점에서プランニングに対して「こういう位置づけで学校をプランニングして行ってほしい」といったところも、この懇話会の中でまとめていただけたらいいかなと思いました。

以上です。

**梶田座長** ありがとうございます。

では、武田先生お願いいたします。

**武田委員** 私は昨年まで宮城県市町村教育委員会協議会の教育長部会長をやっていたものですから、沿岸部の教育長等からのいろいろな意見をj得て、3月30日に小林教育長さんのほうに要望書をお渡ししました。

その中の、今のお話にあった施設の部分についてです。法的な部分で言うと、現状復帰が原則ということになっています。今回の震災では、ここの部分を大きく変えていかないとどうしようもないんだろうなと思っています。

ほとんどの学校が避難所に指定されています。これについては、白石でもミスがありました。本来避難所として指定していないところにも人が集まってしまって、夜中に人を移さざるを得なかったというようなこともありました。ただ、学校しか残っていないような沿岸部もあります。見ると、本当に学校だけがポツンと残っていて、周辺部の家屋は一切なくなっているというような状況であります。被災をした学校等は内陸部にもありますが、今後、そういったところを建て替えたりするときに、どういう視点でやっていくのか。

この法的な縛り。法的なものは国が決めることですが、県としてはぜひ強く要望して、新たな視点でつくっていく。そんな形にしていかないと、せっかくこれからやっついこうとするものが無駄になる。無駄というと語弊がありますが、同じ不安材料を抱えたままになってしまうのではないかと考えています。

今回、私もいろいろなところを見てまいりましたが、「よく助かったな」と思う学校がいくつもあります。1つは、本当に斬新な造り。屋根裏部屋があつて、そこに90人の地域の方と子どもらが入っていて、足のところまで水が来た。実際は3階ですが、学校の造りは2階なのです。そういった発想が大切であり、それがあつたから助かったと思います。ただ単にいままでのような学校の造りではなくて、いろいろなことに対応できる学校でな

ければいけない。学校しか避難場所がないというところが、おそらく今後も出てくるだろうと思います。特にこの学校しか避難場所がないようなところは、そこしか行き場所がないわけですから、より堅牢（けんろう）な物、基本となるところを一から見直してやっていく必要があるのだろうと感じます。

以上でございます。

**梶田座長** ありがとうございます。

本当に大事なポイントがいっぱい出ております。こういう内容を事務局で整理していただいて、次回、いろいろな形を考えなければいけない。

それをやっていくときに一つ考えていかなければいけないのは、どこが中心になってやるかです。この会は県でおやりになっているので、例えば県の行政としてやるべきこと。地教委に呼びかけて、地教委中心で、県はそれをバックアップしてやらなければいけないこと。それから、各学校。もちろん県立学校もありますが、幼・小・中も含めて県の立場で呼びかけて、各学校で頑張ってもらいたい問題。もう一つは、県として家庭や地域に呼びかけをする。あるいは、そういう意識を持っていただくためのキャンペーン活動をする。こういう4層があるのかなと思っております。

基本的に、行政がやれるのは金・人・物・仕組みなんですよ。その金・物・人・仕組みを、独自に県としてやるのか、地教委中心で動かしてもらうのか、学校中心、あるいは家庭や地域に呼びかけてということなのか、考えなければいけない。

その県としてやらなければいけないことの中で、今の仕組みでは県としてやりにくいことがある。市教委もやりにくい、学校もやりにくいということがあれば、国に働きかけなければいけないものがあるだろうと思います。

今、被災を受けた県がもっと動けるようにしたいと、いくつかの特例法を作っています。例えば、お金の出し方。県が全部のお金を持つということは、はっきり言ってできません。特別に国から出してもらわなければいけない。国のレベルで仕組みを整えてもらう。お金を出しやすくするということを詰めていって、「こういうふうになってきましたよ」「こういうことだから地教委は頑張ってくださいね」「各学校はこういうことだから頑張ってくださいね」「地域や家庭、こういうことだから頑張ってくださいね」と。そういう知恵を絞っていくのが、県の行政かなと思って考えております。

それから、武田先生のお話にもありましたが、地教委は幼・小・中を直接見ていきます。ですから、地教委と一緒に、新しいアイデア、新しい在り方を出していく。単に復旧とか復興とかではなく、「新しいものをやるためにもっと頑張らしましょう」と。県は地教委からの要望を受け止めながら、それを実現するだけでなく、それを越えた新しいビジョンをもっともっと地教委に出していくことができないものかなというふうに思ったりしました。

御承知のように、いまから6、7年前、我々中教審の教育課程部会で議論をして、答申



を出して学習指導要領を最低基準にしたんです。つまり、実質上、縛りをなくしたんです。最低基準だから、指導要領に決められている内容と時間数はやらなければならない。だけど、プラス $\alpha$ できる。「小さいものだったら学校で工夫してやってください。大きいものは設置者と相談のうえやってください」と。

例えば、土曜日に授業をやるなんていうのは、設置者と学校の判断でやれます。京都市は、すぐそのあとに市教委と学校とが話し合って、5%ぐらいの学校が土曜日に正式の授業をやっている。そして、特別手当を出しているのです。そういうところが増えていきます。あるいは、夏休み・冬休みの活用の仕方。これは隣の町と一緒にする必要はない。隣の学校と一緒にする必要はないという点があります。

そこでは内容が大事です。時間をうまく設定するために、学校独自の教育プログラムでやっていけるわけです。例えば、兵庫県が「命の教育」をしたときには、テキストまで作って県教委が県下の学校に訴えかけた。「プラス $\alpha$ の時間を生み出してやれませんか」と。もちろん、総合的な学習でもやれます。

そういう意味で、指導要領が吹き抜けになったと。前は標準と言われて、中身と時間数を指導要領どおりにやらないといけなかったわけです。長い、長い間、がんじがらめだった。ところが、そうではなくなった。これをもう少し学校レベルで認識していただくと、その学校の地域的なニーズに合ったことをやれるのではないかと思います。

地域的と言いましたけれども、私は地域と学校との連携ということで、学校行事をもっともっと大事にしたいと思っています。昔は運動会でも学芸会でも、地域の行事だったんですね。みんな喜々として行った。それが時間的な問題があるとか、いろいろなことを言ってだんだんなくなってきた。地域が学校と一体になるには、学校の行事は非常に大事なんです。

もう一つは、地域の行事に子どもたちが参加できるように、学校はバックアップする。宗教的な活動の形を取ることがありますので、地域の祭礼に子どもを参加させるには工夫が要ります。でも、伝統的な行事、地域の神社の行事に子どもたちが参加することについては、最高裁判例でも縛りがほとんどなくなっているのです。

例えば、私が知っている長野県の南信濃村という小さな村。谷ごとに小さな集落がある。そこに小さな社があって、12月は霜月祭り。総称して「遠山霜月祭」と言うんです。子どもも大人も一緒になって、各社で大きなお祭りをやるんですが、谷ごとに1日ずつずれていくんです。学校の先生は子どもたちと一緒に全部に参加していくので、みんな「そこに赴任したら、12月は体力勝負だ」と言っています。

それはさておき、地域と一体になるということ。地域の大事にしてきた伝統行事に、学校が積極的にかかわっていく。過疎のところは、学校が本気で協力しないと伝統行事がつぶれてしまうわけです。「それを学校の教育活動のどこの時間でやりますか」ということをいまだに言う人がいますが、それは学校の判断でできるのです。くどく言います。かなり大掛かりな場合には設置者に了承していただくことが必要ですけれども、そういう通知が

2005年ぐらいにすでに文科省から出ております。これをもっと学校で認識していただいて、地域と一緒にやる。

そういうことを土台にして、家庭に呼びかける、地域に呼びかける。一番大きいのはやっぱりPTAです。PTAを通じてというのが、実質的な意味を持っていると思うんです。あるいは、熱心な先生とか教頭先生なんかが地域に行き、いろいろとアピールをするということもございます。

「地域が頑張ってくれ」「家庭が頑張ってくれ」と言っても、スローガンではどうにもならないのです。誰かが働きかけなければいけない。しかも、働きかけるときに、「これだけは各家庭でやってほしい」ということを投げかける。よく言われるのは、「はやね・はやおき・あさごはん」。こういう非常に素朴なところから始まって、例えば「しつけはきちんとやってほしい」と。学校によっては、あるいは地域によっては、しつけということをやっているところがあります。そういうことを含めて、具体的な課題を学校から家庭に投げかけて、この意義を説き、家庭・地域・学校が一体となる。一人の子どもを大きくしていくわけですから、私はそういうことを考えます。

「志を持つ」ということでも、「県が中心でやれることは何だろう」と。「地教委が中心になってやることは何だろう」「各学校でやることは何だろう」と。あるいは、「家庭や地域で頑張ってもらわないといけないのは何だろう」ということ。いま伺いながら、少し課題を具体化していく必要があるかなということを思っておりました。

今日はブレインストーミングで、最初にいろいろとお話ししていただきました。ほとんど時間がありませんが、最後に一言ということがあれば……。

澤先生、いかがですか。

**澤委員** とりあえずないです。

**梶田座長** 山田先生。

**山田委員** 事務局への質問になるかもしれませんが……。

地域振興課は地域復興支援課に変わったのですよね。復興支援センターみたいなものを県内の3、4カ所に配置して、そこから被災地に人材を派遣するプランニングをしているようですが、それと今日議論になったコミュニティの再生であるとか、インターンシップの仲介といったものとの連携をしなければいけないと思うのです。

何が言いたいかという、きちんと調べて庁内連携を組まない、例えばコミュニティの問題なんかが片手落ちになってしまったりする。すでにやられているかもしれませんが、庁内での情報の連携をする必要があるのかなと思いました。

**梶田座長** 武田先生。よろしいですか。

本日はいろいろと御意見をいただきました。事務局でお考えいただいた内容に、大事な論点、視点がずいぶん出ていると思います。プラスαするとすれば、「安全・安心な学校を」とか、「正常な教育活動の再建を」とか。そういうものがございしますが、事務局のほうで今日のお話を整理し直していただいて、論点と付き合わせていただく。内容的なところはそれで再整理していただいたらどうかと思います。

それを具体にしていくときに、2つあると思うのです。武田先生がおっしゃった、すぐやらないといけないことと、ある程度時間をかけて検討しながら取り組んでいくこと。あるいは、「これはチャンスだから」ととらえること。今すぐにでもいいし、3年後でもいいし。しかし、3年後であっても、5年後であっても、もう準備は始めなければいけない。そういう具体化へ向けての大事な視点があります。そういうことに中身を振っていかないといけないと思います。

もう1つは、私が申し上げたように、国に働きかけることも含めて、県が中心になって、県の責任でやらなければいけないこと。それから、地教委に頑張っていただかなければいけないこと。あるいは、個別の学校、園、そういうところでやってもらわなければいけないこと。家庭や地域に意識していただいて、ぜひ頑張っていただかなければいけないこと。そういうもう1つの整理の仕方があるのではないかと思いますので、ぜひ、していただきたい。

もう一つ、大きな視点があります。きょうは地教委代表で武田先生が来ておりますが、こういう議論をするときは県教委がおやりになるので、どうしても私立の学校のことを忘れがちなんです。これもいまの整理の中にぜひ入れてほしいと思います。

きのう、実は宮城県の私立の中学・高校の校長先生、設置者の代表の総会がございました。私学は私学で被害を受けています。しかし、これをチャンスに、より一層頑張っていこうという気持ちがあります。設置者は違えども、それら全体として。宮城教育大学附属だったら、大学法人が設置者になります。あるいは、学校法人が設置者になる。設置者の違いにかかわらず、宮城の子どもたちをトータルに伸ばしていくという視点が、今回はどうしても必要ではないかと思います。この私立の学校の入れ方について、事務局でいろいろと工夫をしていただかなければいけないところがございしますが、公立の復興だけではないということで、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

今日のところは、この辺りにさせていただきます。これで整理していただいて、次回、少し議論を絞っていくことができるといふふうに思います。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。よろしくお願ひします。

**司会** 本日は限られた時間の中、大変熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

お手元に事務局あてにお送りいただく様式をお示ししております。本日、御発言をする時間がなかったものがございましたら、ファックス、eメールなどでお寄せいただければ

幸いです。

最後に7の「その他」、次回の懇話会の日程についてでございます。先だって事務局のほうで皆様の御都合を確認させていただきましたところ、より多くの方のご都合が付く日は、6月30日木曜日の午後でございます。そこで、次回、第2回の懇話会につきましては、6月30日木曜日の午後1時半からの開催とさせていただきたいと思っております。皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのような形で会を設けさせていただきます。なお、正式な開催通知につきましては、別途御送付させていただきますので、併せて御承知おきください。

以上をもちまして、第1回宮城県教育復興懇話会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。